

資料 1

〔 令和 5 年 9 月 26 日  
地 方 財 政 審 議 会 〕

地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について

## 資料 1-1

## 地方税法第389条第1項第1号及び2号の償却資産を指定する件の一部改正について（総括）

区 分		第1号資産		第1号該当資産の計	第2号該当資産	合計
		船舶	船舶以外			
知事配分	改正前	192	93	285	442	727
	改正後	192	93	285	442	727
	増減	-	-	-	-	-
大臣配分	改正前	1,555	679	2,234	144	2,378
	改正後	1,555	679	2,234	144	2,378
	増減	-	-	-	-	-
計	改正前	1,747	772	2,519	586	3,105
	改正後	1,747	772	2,519	586	3,105
	増減	-	-	-	-	-

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数。

## 地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和5年 6月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	船舶	192			-	192		
	航空機	9			-	9		
	鉄軌道（車両）	81			-	81		
	索道（搬器）	3			-	3		
<b>知事配分 の計</b>		<b>285</b>	-	-	-	<b>285</b>	-	
大臣配分	船舶	1,555			-	1,555		過年度に遡って指定1件
	航空機	620			-	620		
	鉄軌道（車両）	59			-	59		
<b>大臣配分 の計</b>		<b>2,234</b>	-	-	-	<b>2,234</b>	-	
<b>合 計</b>		<b>2,519</b>	-	-	-	<b>2,519</b>	-	

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数

## 地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和5年 6月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	鉄軌道（車両を除く）	89			-	89		
	ガス	35			-	35		
	電気事業	120			-	120		
	道路	8			-	8		
	電気通信	42			-	42		
	天然ガス	20			-	20		
	水道・工業用水道	9			-	9		
	索道（搬器を除く）	3			-	3		
	送水管	4			-	4		
	原料運搬	2			-	2		
	その他	110			-	110		
<b>知事配分 の計</b>		<b>442</b>	-	-	-	<b>442</b>	-	
大臣配分	鉄軌道（車両を除く）	42			-	42		
	ガス	11			-	11		
	電気事業	32			-	32		
	道路	6			-	6		
	電気通信	18			-	18		
	天然ガス	5			-	5		
	水道・工業用水道	1			-	1		
	その他	29			-	29		
<b>大臣配分 の計</b>		<b>144</b>	-	-	-	<b>144</b>	-	
<b>合 計</b>		<b>586</b>	-	-	-	<b>586</b>	-	

※単位：所有者数

資料 2

〔 令和 5 年 9 月 26 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る令和元年度分(平成31年度分)から令和5年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和5年9月修正分)

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る令和元年度分(平成31年度分)から令和5年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和5年9月修正分)(総括)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R元 (H31)	0	0	411	221	411	221	3
R2	0	0	361	199	361	199	3
R3	0	0	305	168	305	168	2
R4	0	0	232	116	232	116	2
R5	1,276	1,062	6,714	4,409	7,990	5,471	77
計	1,276	1,062	8,024	5,114	9,300	6,176	86

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。